

申込家族の収入を確かめて月収額を計算してください。

所得者が2名以上いる場合は、それぞれの所得の計算方法に従って月収計算をしてください。

給与所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年金所得者記入欄

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間総収入金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

年間総収入金額から、
年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
㉗ 651,000 円未満	年間給与所得=0
㉘ 651,000 円以上 1,900,000 円未満	年間総収入金額-650,000円 -最高10万円※
㉙ 1,900,000 円以上 3,600,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。 A × 0.7 - 80,000円
㉚ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	A × 0.8 - 440,000円
㉛ 6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
㉜ 8,500,000 円以上	年間総収入金額 - 1,950,000円

年間総収入金額から、
年間年金所得金額を計算する方法

受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	㉗ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	㉗ 60万円以下	年間年金所得=0
	㉘ 110万円を超え330万円未満	(A)-110万円 -最高10万円※		㉘ 60万円を超え130万円未満	(A)-60万円 -最高10万円※
	㉙ 330万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円		㉙ 130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円		㉚ 410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円		㉛ 770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円

年間給与所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間給与所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間年金所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間年金所得金額

(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円
-------	---	---	---	---	---	---	---

年間所得金額合計 (A)

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

その他の所得者記入欄

年間所得金額							
(なまえ)	百	十	万	千	百	十	円

控除額

控除	控除額	計算式	結果
特別控除	①同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族]	
	親族控除	38万円 × 人 =	万円
	②老人控除対象配偶者控除	10万円 × 人 =	万円
	③老人扶養控除		
	④扶養親族控除	25万円 × 人 =	万円
	⑤障がい者控除	27万円 × 人 =	万円
	⑥特別障がい者控除	40万円 × 人 =	万円
一般控除	⑦寡婦控除	最高27万円	人 = 万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)
	⑧ひとり親控除	最高35万円	人 = 万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)

控除額合計 (B)

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

申込世帯全員の年間所得金額合計 (A) から控除額合計 (B) を差し引いたものをここに記入してください。

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

÷ 12 =

計算後の月収額

この月収額を表面の計算後の月収額の欄に記入してください。

■一般住宅の場合

申込世帯の計算後の月収額が158,000円以下
(「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が214,000円以下)であれば申込みことができます。

■改良住宅の場合

申込世帯の計算後の月収額が114,000円以下
(「裁量世帯」に該当する方は、計算後の月収額が139,000円以下)であれば申込みことができます。